

静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領

第1 目的

この事業は、職域における肝炎に係る啓発及び肝炎ウイルス検査の勧奨を行うとともに、静岡県肝炎ウイルス検査実施要領に基づく肝炎ウイルス検査等の陽性者に対するフォローアップ及び検査費用助成を実施することにより、陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「陽性者」とは、肝炎ウイルス検査等により、「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者をいう。
- (2) 「市町肝炎ウイルス検診」とは、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づき健康増進事業として市町が行う肝炎ウイルス検診又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき特定感染症検査等事業として政令市が行う肝炎ウイルス検査をいう。
- (3) 「県保健所検査」とは、静岡県肝炎ウイルス検査実施要領に基づき、県保健所で実施する肝炎ウイルス検査をいう。
- (4) 「県委託医療機関検査」とは、静岡県肝炎ウイルス検査事業（医療機関委託）実施要綱に基づき、県委託医療機関において実施する肝炎ウイルス検査をいう。
- (5) 「医療保険関係法」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。
- (6) 「保険医療機関」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。
- (7) 「保険者」とは、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）及び健康保険組合等の職域での健康診断を実施する者をいう。

第3 実施主体

本事業は、県が、医療機関及び保険者の協力を得て行う。

第4 職域検査促進事業の内容

1 対象者

保険者に加入する事業所の従業員で、原則として肝炎ウイルス検査を受けていない者とする。ただし、当検査を受けているか不明である場合は、可能性のある者まで幅広く肝炎ウイルス検査を勧奨することもできる。

2 実施方法

保険者、肝炎ウイルス検査を実施する医療機関（以下「検診機関」という。）及び静岡県肝炎患者診療連携拠点病院等の協力を得て、以下の方法により肝炎に係る啓発若しくは肝炎ウイルス検査の勧奨を行う。

また実施に際しては、保険者や検診機関と実施方法について協議の上、肝炎ウイルス検査の個別勧奨のための資材等の提供を行い、必要と認められる場合には、保険者や検診機関に対し当該内容を委託することができる。

併せて、資材等の提供又は委託を行った保険者、検診機関に対しては、以下(3)により報告を受けるものとする。

(1) 協会けんぽの場合

協会けんぽが行う肝炎ウイルス検査の実施に際して、加入する事業所の従業員等に対する肝炎対策への理解浸透及び肝炎ウイルス検査の受検を促すよう、検診機関又は加入事業所を通じて肝炎に係る啓発若しくは肝炎ウイルス検査の勧奨を行う。

(2) 健康保険組合等の場合

健康保険組合等が実施する職域健診等における検診機関による肝炎ウイルス検査の実施に際しては、加入する事業所の従業員等に対する肝炎対策への理解浸透及び肝炎ウイルス検査の受検を促すよう、検診機関又は加入している健康保険組合等を通じて肝炎に係る啓発若しくは肝炎ウイルス検査の勧奨を行う。

(3) 実施状況の取りまとめ

上記(1)及び(2)により実施する場合、職域検査促進事業における実施状況報告(様式第8号)により報告がなされるよう協力を求めるものとする。

第5 陽性者フォローアップ事業の内容

1 対象者

対象者は次のとおりとする。ただし、市町肝炎ウイルス検診によるフォローアップの対象となる陽性者を除く。

- (1) 県保健所検査又は県委託医療機関検査における陽性者
- (2) 第6の検査費用の請求により把握した陽性者
- (3) 医療機関や市町、職域で実施する肝炎ウイルス検査(以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。)を受けた者などからの情報提供等により把握した陽性者

2 実施方法

静岡県肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業参加同意書(様式第1号)等により本人の同意を得ている対象者に対し、検査費用助成事業等を活用し、必要に応じて以下の方法等により実施する。

- (1) 医療機関の受診状況等に関する調査票(様式第2号)を年1回送付する等により医療機関の受診状況や最新の病状等の確認
- (2) 未受診の者に対する電話等による受診勧奨
- (3) 肝炎に関する研修会等の案内の送付

第6 検査費用助成事業の内容

1 対象者

(1) 初回精密検査

ア 県保健所検査、県委託医療機関検査及び市町肝炎ウイルス検診において陽性と判定

されてから1年以内であって、以下の全ての要件に該当する者

- (ア) 医療保険関係法の規定による被保険者又は被扶養者
- (イ) 県内に住所を有する者
- (ウ) 県又は市町のフォローアップに同意した者
- (エ) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者又は当該受給者証の有効期間外に検査を受検した者

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定されてから1年以内であって、以下の全ての要件に該当する者

- (ア) 医療保険関係法の規定による被保険者又は被扶養者
- (イ) 県内に住所を有する者
- (ウ) 県又は市町のフォローアップに同意した者
- (エ) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者又は当該受給者証の有効期間外に検査を受検した者

ウ 妊婦検診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定されてから原則1年以内（出産後の状況等に鑑み特段の事情があると認められる場合を除く。）であって、以下の全ての要件に該当する者

- (ア) 医療保険関係法の規定による被保険者又は被扶養者
- (イ) 県内に住所を有する者
- (ウ) 県又は市町のフォローアップに同意した者
- (エ) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者又は当該受給者証の有効期間外に検査を受検した者

エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定されてから原則1年以内（手術後の状況等に鑑み特段の事情があると認められる場合を除く。）であって、以下の全ての要件に該当する者

- (ア) 医療保険関係法の規定による被保険者又は被扶養者
- (イ) 県内に住所を有する者
- (ウ) 県又は市町のフォローアップに同意した者
- (エ) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者又は当該受給者証の有効期間外に検査を受検した者

(2) 定期検査

以下の全ての要件に該当する者

- ア 医療保険関係法の規定による被保険者又は被扶養者
- イ 県内に住所を有する者
- ウ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- エ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- オ 県又は市町のフォローアップに同意した者
- カ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者又は当該受給者証の有効期間外に検査を受検した者

2 実施方法

1 の対象者が保険医療機関において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険関係法の規定による医療に関する給付を受けた場合、下記3から6により対象者が負担した費用に対し助成する。なお、この費用の額は、医療保険関係法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険関係法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

ただし、1の(2)に該当する者については、1回につき、次の(1)に規定する額から(2)に規定する自己負担限度額を控除した額とする。

(1) 医療保険関係法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険関係法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

(2) 別表1に定める自己負担限度額

この場合、別表1甲又は乙に該当するかについては、6(2)アにより申請者から提出された課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表1に該当しない場合又は当該控除した額が零以下となる場合は助成は行わない。

3 助成対象となる費用

(1) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び別表2の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

(2) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び別表2の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

4 助成額

助成対象のうち、医療機関の診療明細書又はウイルス性肝炎患者等重症化予防事業検査明細書（様式第4号）において医療保険等一部負担額に応じて負担した額の内、県の認めた額。

5 助成回数

(1) 初回精密検査

1回限り

(2) 定期検査

1年度2回（(1)の検査を含む。）

6 検査費用の請求について

(1) 初回精密検査

対象者は、次に掲げる書類により知事に請求するものとする。

なお、保険医療機関の領収書又は診療明細書については、ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業検査明細書（様式第4号）により代えることができる。

ア 県保健所検査、県委託医療機関検査、市町肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

- (ア) 肝炎検査費用請求書（様式第3号）
- (イ) 静岡県肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業参加同意書（様式第1号）
又は市町が認める同意書の写し
- (ウ) 保険医療機関の領収書
- (エ) 保険医療機関の診療明細書
- (オ) 肝炎ウイルス検査結果通知書等の写し
- (カ) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- (ア) 肝炎検査費用請求書（様式第3号）
- (イ) 職域検査受検証明書（様式第3号の2）（対象者が保有している場合に限る。）
- (ウ) 静岡県肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業参加同意書（様式第1号）
又は市町が認める同意書の写し
- (エ) 保険医療機関の領収書
- (オ) 保険医療機関の診療明細書
- (カ) 肝炎ウイルス検査結果通知書等の写し

県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書（様式第3号の2）の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、職域での肝炎ウイルス検査の実施に関する照会について（様式第3号の3）により、医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

- (キ) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類

ウ 妊婦検診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- (ア) 肝炎検査費用請求書（様式第3号）
- (イ) 静岡県肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業参加同意書（様式第1号）
又は市町が認める同意書の写し
- (ウ) 保険医療機関の領収書
- (エ) 保険医療機関の診療明細書
- (オ) 母子健康手帳の表紙、肝炎ウイルス検査日及び検査結果が確認できるページの写し又は肝炎ウイルス検査結果通知書等の写し
- (カ) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類

エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- (ア) 肝炎検査費用請求書（様式第3号）
- (イ) 静岡県肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業参加同意書（様式第1号）
又は市町が認める同意書の写し

- (ウ) 保険医療機関の領収書
 - (エ) 保険医療機関の診療明細書
 - (オ) 肝炎ウイルス検査結果通知書等の写し
 - (カ) 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書
 - (キ) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類
- (2) 定期検査
- ア 提出書類
- 対象者は、次に掲げる書類により知事に請求するものとする。ただし、請求は定期検査費用の支払日から1年以内に行わなければならない。
- なお、(ウ)又は(エ)については、ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業検査明細書(様式第4号)により代えることができる。
- (ア) 肝炎検査費用請求書(様式第3号の4)
 - (イ) 静岡県肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業参加同意書(様式第1号)
又は市町が認める同意書の写し
 - (ウ) 保険医療機関の領収書
 - (エ) 保険医療機関の診療明細書
 - (オ) 世帯全員の住民票の写し
 - (カ) 世帯全員の所得課税証明書
 - (キ) 医師の診断書(様式第6号)
 - (ク) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類
- イ 自己負担限度額階層区分の認定
- (ア) 別表1による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、申請者が属する住民票上の世帯の全ての構成員(以下「世帯構成員」という。)に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙に当たる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者(配偶者以外の者に限る。)については、市町村民税額合算対象除外希望申請書(様式第7号)に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することができる。
 - (イ) 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。
 - a 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等(厚生労働省健康局所管の制度に限る。)に係る取り扱いについて」(平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知)により計算を行うものとする。
 - b 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率(6%)により算定を行うものとする。

のとする。

- c 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

ウ 提出書類の省略

対象者は申請の際、上記ア及びイによらず、以下要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

(ア) 医師の診断書（様式第6号）

以下のいずれかに該当する場合（a、bについては慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化のあった者は除く。）

- a 過去、本県において定期検査費用の支払いを受けた者
- b 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合
- c 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合
- d 別に定める方法で病態を確認できる場合

(イ) 世帯全員の住民票の写し

(ウ) 世帯全員の所得課税証明書又は住民税非課税証明書

(エ) 市町村民税合算対象除外希望申請書（様式第7号）

(イ)、(ウ)及び(エ)については以下のいずれかに該当する場合において、同一年度内に本県に提出した書類と同様である場合

- a 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合
- b 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けた場合

(オ) 静岡県肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業参加同意書（様式第1号）

又は市町が認める同意書の写し

(カ) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類

(オ)及び(カ)については以下のいずれかに該当する場合において、同一年度内に本県に提出した書類と同様である場合

- a 初回精密検査費用の助成を受けた場合

b 1 回目の定期検査費用の助成を受けた場合

(3) 書類の経由

この要領の規定により知事に提出すべき書類は、対象者の住所地を管轄する保健所の長を経由するものとする。ただし、静岡市又は浜松市に住所地を有する対象者が提出する書類については、この限りでない。

7 検査結果の確認について

(1) 初回精密検査結果の確認

6により、初回精密検査の費用請求があった場合には、県は当該検査を実施した医療機関に対して、様式第1号又は市町が認める同意書の写しを添えて、初回精密検査結果報告書（様式第5号）による初回精密検査結果を照会し、その提供を求めることができるものとする。

(2) 検査結果の提供

当該申請者のフォローアップを市町が実施している場合には、(1)の照会により提供を受けた精密検査の結果を当該市町に提供するものとする。

第7 実施の留意事項

職域検査促進事業、陽性者フォローアップ事業及び検査費用助成事業の実施に当たっては、個人情報取り扱いに留意の上、人権の保護に十分配慮し、市町、政令市保健所及び関係機関等の健康増進事業担当部局等と連携を図るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年8月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、平成29年度静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領の規定及び様式により提出されている請求書等は、静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領の相当する規定及び様式により提出された請求書等とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領の規定及び様式により提出されている請求書等は、改正後の静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領の相当する規定及び様式により提出された請求書等とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領の規定及び様式により提出されている請求書等は、改正後の静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領の相当する規定及び様式により提出された請求書等とみなす。

なす。

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の静岡県肝炎ウイルス検査陽性等重症化予防推進事業実施要領の規定及び様式により提出されている請求書等は、改正後の静岡県肝炎ウイルス検査陽性等重症化予防推進事業実施要領の相当する規定及び様式により提出された請求書等とみなす。

別表 1

階層区分		自己負担限度額（1回につき）	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者	2,000 円	3,000 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円

別表 2

ア	血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
イ	出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
ウ	血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）
エ	腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量）
オ	肝炎ウイルス関連検査（HBe 抗原、HBe 抗体、HCV 血清群別判定、HBV ジェノタイプ判定等）
カ	微生物核酸同定・定量検査（HBV 核酸定量、HCV 核酸定量）
キ	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））